

空家等適正管理事業に関する協定書

三木市（以下「甲」という。）と兵庫県司法書士会（以下「乙」という。）は、三木市における空家等適正管理事業にかかる事務を遂行するため、次のとおり協定する。

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携し、適正な管理がされていない空家等の所有者等を迅速かつ正確に特定し指導及び助言を行うことにより、市民が安心して暮らせる安全なまちづくりを推進することを目的とする。

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空家等

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(2) 所有者等

市内に所在する建物その他の工作物若しくはその敷地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次の業務を乙に対して要請することができる。

(1) 相談業務

空家等対策に関する甲職員からの相談業務及び甲が主催又は共催する所有者等に対する空家等に関する相談会等への会員の派遣

(2) 登記情報確認業務

不動産登記情報及び法務局に備えられた公図等による空家等の所在の確認並びに登記情報による空家等の所有者等（登記名義人）の確認業務

(3) 所有者等調査業務

空家等の所有者等の生存及び所在の確認並びにその者が死亡している場合のその者の相続人調査業務

(4) 財産管理人選任申立書作成業務

甲の申立てに係る相続財産管理人選任申立書及び不在者財産管理人選任申立書の作成業務

(5) その他空家等適正管理事業に関する業務

2 乙は、甲から前項に定める要請があった場合、乙の所属会員の中から当該業務を受託する司法書士を選任することにより、その要請に応じるものとする。

第4条 乙は、甲が別途定める「空家等適正管理事業に関する業務委託事務取扱要領（以下、「事務取扱要領」という。）」に従い事務を処理するものとする。

第5条 甲及び乙は、本協定により知り得た個人情報その他の情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定により知り得た個人情報その他の情報について、漏洩又は滅失等の事故が生じた場合は、速やかに相手方に報告し、対応策及び再発防止策等の措置を講じるものとする。

第6条 甲及び乙は、お互いに誠意を持って本協定を履行するものとする。

2 甲及び乙は、協定の内容を変更する必要があると認めるときは、協議の上本協定を変更することができる。

3 本協定に定めのない事項及び本協定の履行に当たり疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上その対応を決定する。

第7条 この協定書の有効期間は、協定の締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも解除の申し出がないときは、満了の翌日から1年間継続することとし、以後も同様とする。また、期間途中でこの協定を解除する場合は、解除の日の1か月前までに申し出を行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年2月7日

甲 三木市上の丸町10番30号

三木市長 仲田 一彦

乙 神戸市中央区楠町2-2-3 兵庫県司法書士会館
兵庫県司法書士会

会長 鈴木 浩巳